

## 郵便料金改定に伴う注意事項について

令和6年10月1日からの郵便料金改定に伴い、以下の点にご注意ください。

(1) 10月1日以降の消印で申請書等を郵送する場合

- ・新料金（変更後の料金）で送付してください。

(2) 申請書等に併せて返信用封筒等を提出する場合

- ・**10月1日以前の提出であっても、審査等に2週間程度要するため、返却が10月1日以降になることが想定される場合は、不足分の切手を同封してください。**

※返却が10月1日以前になった場合は、使用せず返却します。

- ・**申請書等の返却が10月1日以降になり、切手が同封されておらず料金不足が発生する場合は、不足分の切手の送付を依頼しますのでご対応ください。**

新料金（変更後の郵便料金）等については、下記の日本郵政ホームページをご確認ください。

[https://www.post.japanpost.jp/service/2024fee\\_change/index.html](https://www.post.japanpost.jp/service/2024fee_change/index.html)

問い合わせ先 愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室  
建設業第二グループ

電 話 052-954-6503(ダイヤル)